

## 第2回 中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議

### (議事録)

令和5年3月9日(木)

さいたま新都心合同庁舎2号館

5階大研修室5A

#### 1. 開会

##### 【藤本河川調査官】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議を開会させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、2点、連絡がございます。

まず1点が、取材される皆様にご覧いただけます。事前に記者発表でもお知らせさせていただきましたが、カメラ撮りは関東地方整備局河川部長の挨拶までとさせていただきます。併せて、取材に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2点目でございます。職員等による記録撮影を行ってございます。この点につきまして、御了承いただけますと幸いです。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。まず、本日の資料の確認をさせていただきます。配付資料の確認でございます。配付資料一覧がございまして、その後に議事次第、出席者名簿、座席表、中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議規約、資料1、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)、資料2、河川整備計画策定までの流れについて、参考資料1、中川・綾瀬川河川整備計画(原案)の概要、参考資料2、第1回関係都県会議におけるご意見に対する関東地方整備局の考え方、参考資料3、第5回有識者会議におけるご意見に対する関東地方整備局の考え方、参考資料4、中川・綾瀬川における河川整備の効果についてでございます。

さらに別冊で、参考といたしまして、第5回中川・綾瀬川有識者会議の資料、第1回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議資料をつけさせていただいております。過不足等、問題ございませんでしょうか。もしありましたら、お声がけいただけますと幸いです。

## 2. 挨拶

### 【藤本河川調査官】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議事次第2、関東地方整備局河川部長の塩井より挨拶させていただきます。

河川部長、よろしく願いいたします。

### 【塩井河川部長】

関東地方整備局河川部長の塩井でございます。本日は、年度末、大変御多忙の中、埼玉県及び東京都の皆様には、第2回の中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より中川・綾瀬川の河川事業の推進につきまして御協力いただいていることにつきましても、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この中川・綾瀬川の河川整備計画につきましては、1月12日に開催しました前回の会議以降、17日には有識者の会議も開催をいたしました。これまでの主な経緯や現状と課題、さらには、河川整備計画の目標、あるいは骨子といったものをお示しして、学識経験を有する方々からも同様に御意見をいただいたところでございます。

本日は、先ほど資料の御紹介がありましたけれども、有識者会議の委員の皆様からの御意見、あるいは前回の関係都県の皆様からの御意見、これを踏まえまして、おおむね30年の河川整備に関する中川・綾瀬川河川整備計画（原案）、河川整備計画策定までの流れをお示しをさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますけれども、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 【藤本河川調査官】

ありがとうございました。取材されている皆様にお伝えします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。名簿の順に御紹介をさせていただければと思います。

まず、埼玉県県土整備部長、北田様。本日は御都合により欠席のため、県土整備部参事(兼)河川砂防課長、水草様の代理出席でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、東京都建設局長、中島様。本日は御都合により欠席のため、建設局河川部計画課長、塚田様の代理出席となります。よろしくお願いいたします。

国土交通省関東地方整備局河川部長の塩井でございます。

#### 【塩井河川部長】

改めてよろしくお願いいたします。

### 3. 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（原案）について

#### 【藤本河川調査官】

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。議事次第第3に沿いまして、一通り説明をさせていただければと思います。

それでは、計画課長、よろしくお願いいたします。

#### 【後藤河川計画課長】

河川部河川計画課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、右上に参考資料2とある資料にて、1回目の関係都県会議における意見に対する関東地方整備局の考え方として、回答を御説明させていただきます。

めくっていただきまして、1ページでございます。No.1の意見ですが、中川・綾瀬川流域の地盤沈下等に関して、整備計画の中で経緯等を記載すべきではないかということで、そちらについては、原案のページ3、8行目のところから記載をしております。

また、No.2のところ、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定の考え方を提示してほしい。こちら、後ほど補足資料をつけてございますので、そちらで説明いたします。

また、No.3は、河川整備計画の目標流量が東京都区間に流下した場合の影響を提示してほしい、こちら後段の補足資料で説明いたします。

No.4、こちらはL2規模の地震が発生した場合でも、河川施設の機能が維持されるよう耐

震性能の確保に努めてほしいということですが、河川構造物の耐震照査結果に基づきまして、必要な対策を実施してまいります。

No.5、こちらは、中川の堤防について、堤防断面が不足する区間の早期整備に努めてほしいということで、こちらは引き続き整備を進めてまいります。

それでは、3ページのほうに行ってくださいまして、流水の正常な機能を維持するための必要な流量の想定についてという資料でございます。こちら、「正常流量検討の手引き(案)」(国土交通省河川局河川環境課、平成19年9月)という資料に基づきまして、必要な項目に応じて検討してございます。基準地点を中川は吉川地点、綾瀬川は畷橋地点といたしまして、それぞれ $1.2\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $1\text{ m}^3/\text{s}$ と想定しております。

中段の左の表にございますように、維持流量に関しましては、①番から⑩番の11項目について検討を行っておりまして、黄色に塗られている①③⑥が、必要な流量が存在するとしてございます。これらから、中川の吉川地点では、動植物について、特に維持流量 $8\text{ m}^3/\text{s}$ が必要と想定しております。また、綾瀬川についても、動植物の項目から $1\text{ m}^3/\text{s}$ が必要とされてございます。

その下、正常流量(想定)と書いてあるところがございますが、こちらに先ほどの値に水利権量、中川については $3.2\text{ m}^3/\text{s}$ でございます。こちらを合計して、中川の吉川地点は $1.2\text{ m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川については水利権量はございませんので、 $1\text{ m}^3/\text{s}$ ということで、正常流量のほうを想定してございます。

また、次、4ページでございます。東京都の河川整備計画との整合ということでお示ししております。整備計画で目標としている、雨が降った場合に整備計画の想定している流量が、大臣管理区間から東京都区間に流れた際の水位をそれぞれお示ししてございまして、左側が中川、右側が綾瀬川となっておりますが、青い線が計算水位になってございまして、全区間において計画高水位以下となるということを確認してございます。

参考資料2については、以上でございます。

続きまして、参考資料3と4のほうで、第5回有識者会議におけるご意見に対する関東地方整備局の考え方を、少しポイントを絞って御紹介させていただきます。

参考資料3の1ページを開いていただければと思います。No.1ですけれども、「総合治水の取組を前提」という記載があるが、表現が適切か検討してほしいとのご意見ですが、こちらについては、原案の中で、表現の修正を行っております。

また、No.2ですけれども、COP15で示された目標とか生物多様性、こういったところ

の記載をしっかりとしてほしいということで、そちらについても反映してございます。

また、No.3、「気候変動の」という記載が不要ということで、こちらも修正を反映してございます。

また、No.4、気候変動を踏まえて手戻りのない整備をすべきという趣旨の指摘をいただいております。こちらも反映してございます。

また、No.5以降は、補足資料で改めて後ほど説明いたしますけれども、浸水被害の想定図において、ブロックの面積や被害額の計算方法を提示してほしいという意見をいただいております。

また、次、2ページ、No.6、7は、過去の河床変動の原因や移動状況、こういったものを分析して示してほしいとの指摘をいただいております。

また、その下、No.8、No.9については、グリーンインフラに関しまして取組等を行ってほしい、あるいは河川・下水道の整備とグリーンインフラのつながりが読めるような表現をということで意見をいただいております。

また、No.10については、水質について、BODだけではなくて、T-N、T-P等の指標により評価した結果を示してほしいと意見をいただいております。

次、3ページでございます。No.11については、浄化水の導水路というものを前回資料でお示ししていたのですけれども、水の流れを分かりやすく記載してほしいという意見がございました。

また、No.12は、総合治水と流域治水について、違いが理解しにくいのではないかと、分かりやすく整理すべきという意見、それから、No.13については、想定市街化率は地域ごとに検討すべき、分析すべきという意見をいただいております。

それでは、まず、資料、6ページのほうに行ってくださいまして、これまでの河床変動の状況と要因でございます。昭和40年から昭和52年にかけて顕著である河床の低下傾向は、地盤沈下量とおおむね整合が取れていることから、原因は地盤沈下が主要因と推測されております。昭和52年以降、地盤沈下は鎮静化しております。平成13年までは堆積傾向となっております。平成13年以降は、三郷放水路付近で掘削に伴う河床低下が見られますけれども、近年、おおむね安定傾向となっております。

次、7ページでございます。先ほどは中川の説明でしたが、こちらは綾瀬川になってございます。こちら、過去は地盤沈下に伴う河床低下であることが推定されております。また、昭和56年からは、環境整備事業によって、下流から浚渫を実施しておりますので、河床が

1 m前後低下しております。こちらも平成13年以降、おおむね安定傾向となっております。

また、No.8でございます。環境に配慮した河道掘削ということで、河道掘削を行う際には、真ん中に示しておりますイメージ図のように、エコトーンの形成が図られるような掘削を行っていく、こういったことによって、自然環境の連続性、多様性の確保を図ってまいりますという御紹介でございます。

9ページになります。流域の特性を生かした治水・環境の連携ということで、こちらについては、土地利用は市街地が5割を占めていて、市街化が進む一方、3割程度まだ水田や畑が残存する流域であると。こういったことから、治水・環境双方が連携した取組を検討するとしてございます。

また、10ページ、水質の総窒素、総リンの経年変化の状況を示しております。総窒素については、環境基準は河川において設定されておられませんけれども、数値が高くなると植物プランクトンが増えて、富栄養化の原因となることから、本流域においては動向注視のために観測を行ってございます。近年の中川・綾瀬川の大正管理区間では、総窒素は減少傾向となっております。

また、11ページは総リンのほうでございまして、こちらも近年減少傾向となっております。

12ページは、中川・綾瀬川に係る浄化導水の系統図等を示してございます。こちら、導水管によりまして、荒川の水を綾瀬川、伝右川、毛長川、芝川に導水して、水質の改善及び水量の確保を図る、こういったものが整備されてございます。

次、13ページでございます。これまで実施してきた総合治水と今後の流域治水の対策についてでございます。まず、総合治水に関しましては、平成12年に中川・綾瀬川流域整備計画を改定して、今それが最新のものになってございますが、流域全体が一丸となって水害に強いまちづくりを行ってまいりました。中段の右側にございますように、河川対策、流域対策、被害軽減対策、こういったものを総合治水として行ってきてございます。

次、14ページでございます。これまでの総合治水と流域治水の違いを整理した資料になってございます。これまでの総合治水に関しましては、都市化の進展による安全度の低下、こういったものに対応するために、河川改修を代替するような調整池等の整備、あるいは校庭貯留の推進、こういったものを行ってございました。

これからは、右側のほうにある流域治水のように、気候変動による安全度の低下、こういったところを踏まえて、あらゆる関係者による総合的、多層的な対策、住まい方の工夫等も

含めた、そういった対策を行っていくという違いになっております。

最後15ページ、この流域の土地利用の変遷に関して、少し細かくデータをまとめたものになっております。流域の下流部となる東京都、綾瀬川下流域は、昭和末期から平成初期にかけて市街化が進展しております。新方川流域、中川中流域は、平成20年頃まで市街化が進み、その後は鈍化している傾向です。流域の上流部となる中川の上流域、大落古利根川流域、元荒川流域、綾瀬川上流域では、近年においても市街化の進展が継続していることが確認できます。

それから、参考資料4のほうで、水害リスク評価による被害額の考え方、計算の考え方を御紹介いたします。こちら、災害リスク評価については、1ページに説明がございます。こちらは整備計画規模から想定最大外力までのリスクを評価し、社会全体でリスク情報を共有し、ハード・ソフト面から対策を進めていくといったための資料でございます。

2ページに計算条件が記載されておりますが、現況の河道、令和4年3月末時点の河道と、整備計画が完了した想定河道をそれぞれセットいたしまして、河川の水位がスライドダウン堤防高マイナス余裕高評価、またはHWL高評価のいずれか低いほうに達した時点で、破堤させるという計算を行っております。また、外力については、下段に記載のとおりです。

次、3ページになります。河川整備計画（原案）の整備内容ということで、整備計画完了後の河道条件としては、ここに記載されているようなメニューを想定してございます。

次、4ページでございます。ある程度、氾濫ブロック等の面積を示してほしいとの意見がございましたので、浸水域の面積を細かく出すところまでは至っておりませんが、各氾濫ブロックの面積を参考に記載してございます。

また、5ページについては、被害額の算定方法の参考として、治水経済調査マニュアルの説明資料を抜粋して掲載しております。被害額については、氾濫形態ごとに分けたブロックについて氾濫計算を行いまして、そこに存在する資産、浸水した被害等を算出いたします。

6ページに移りますが、下の左側に「算出の流れ・方法」とございます。こちらの2つ目の四角の中に、直接被害、間接被害とそれぞれありまして、一般資産被害、農作物被害、公共土木施設被害、それから、間接被害であれば、営業停止損失、家庭における応急対策費用、こういったものを想定被害として計算し、被害額を算出しているということになります。

また、7ページ以降に関しましては、それぞれ氾濫シミュレーションの結果を示してございます。赤色が整備後の評価、青色が現況の評価ということで、こちらは全てのブロック、全ての外力規模に対しまして、河川整備原案で示している整備を実施したほうが、被害が軽

減する、小さくなるという結果が示されております。

以上で、有識者会議におけるご意見に対する整備局の考え方の説明を終わります。

続きまして、河川整備計画の原案について御説明いたしますが、分量がございますので、参考資料1で説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、中川・綾瀬川の概要でございます。こちらについては、上のほうから、流域の情報、地形等の特性、人口の状況、産業、存在する名勝、気候条件、自然環境、こういったものの概要を記載してございます。

次に、2ページに行きまして、治水の沿革ということで説明しております。こちらについては、江戸時代から行われてきました利根川の東遷、荒川の西遷で中川・綾瀬川流域が独立の流域となった経緯、それから昭和22年9月や昭和33年9月の洪水による相次ぐ大災害、そういったものを踏まえた改修の経緯、それから、総合治水に取り組んできた経緯、こういったものを記載しております。

次、3ページでございます。こちらは、比較的近年の河川整備の状況等を示してございます。下に写真を示しておりますように、放水路、排水機場の整備ですとか、あるいはまちづくりと一体となって整備した越谷レイクタウン、それから校庭貯留の事例、こういったものも紹介しております。

次、4ページでございます。1. 3利水の沿革でございます。こちらについては、本流域が全面的に地下水に依存していたため、地下水の使用によって地盤沈下現象が社会問題、環境問題として顕在化していた、そういった経緯、それから、利根導水路建設事業における利根大堰の建設によって農業用水が安定化した、こういった経緯を記載しております。

また、その下、1. 4河川環境の沿革でございます。全体的な話としまして、中川・綾瀬川が都市部に残された貴重な水辺空間と水辺環境を有しているという話、それから中川・綾瀬川それぞれの動植物、水質、利用に関して記載してございます。

特に水質については、水質汚濁の問題等も発生してきた中、綾瀬川流域では、水環境改善緊急行動計画を策定し、対策を行ってきており、水質が改善傾向にある、そういった内容を記載しております。

また、利用に関しましては、利根川水系の河川環境管理基本計画の策定の経緯ですとか、あるいは、かわまちづくり支援制度を活用した水辺を生かした地域のにぎわい創出に取り組んできた経緯、こういったものを記載してございます。

次、5ページでございます。河川整備の現状と課題です。2. 1洪水、津波、高潮等によ



る災害の発生防止または軽減に関する現状と課題になります。こちらにおいては、まず、堤防の整備状況を上の表に示してありまして、まだ必要な堤防の高さや幅は満足していない区間があるという内容を記載しております。

また、その下のほうに行きますと、中川・綾瀬川の高潮対策、それから、大規模地震による地震動、液状化の影響に対する耐震対策、それから、一番下は、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合の整備途上での考え方、対策、そういったものを記載しております。

次、5ページになります。引き続きですが、一番上については、令和2年8月、流域治水への転換が打ち出されまして、この流域においても中川・綾瀬川流域治水協議会が設立された経緯、それからプロジェクトが令和3年3月に取りまとめられた経緯、令和4年3月にプロジェクトの更新が行われた経緯を記載しております。

また、その下、2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題ということで説明します。こちらについては、中川・綾瀬川における主要地点の流況データ、それから水利用の状況、こういったものを表でお示ししております。

さらにその下、2.3河川環境の整備と保全に関する現状と課題でございます。まず、中川の水質は、生物化学的酸素要求量BODで評価して環境基準を満足している、綾瀬川についても現在は環境基準を満足している、こういった内容を記載しております。

次、7ページになります。自然環境になります。中川の大管管理区間については、全体的に瀬がなく、湾曲部に淵が形成され、全域を通して横断工作物等がない、全域が潮汐の影響を受けている特徴がある、こういった内容を記載しております。

また、具体的には、ヨシ原、干潟、ワンド等の多様な地形が形成されており、ヒヌマイトトンボの生息も確認されています。それから、新方川との合流点付近には、サギ類の集団営巣地がございます。

その下のほう、綾瀬川についても、大管根ビオトープ等の整備をしており、鳥類や魚類の生息場が確保されつつある、こういった内容を記載しています。

その下、河川空間の利用になります。中川・綾瀬川は、首都圏における貴重な水と緑のオープンスペースとなっており、河川空間の年間利用者数が、それぞれ中川約60万人、綾瀬川約90万人となっているといった内容、それから、様々、散策・サイクリング、グラウンドでのスポーツ利用、環境学習等で河川空間が利用されている話、それから、綾瀬川は、草加市における草加松原区間に、約1.5kmにわたる松並木と散策道等が整備されている、こういった内容を記載しております。

その下、景観といたしまして、中川の河川景観、こちらは自然環境などの自然の営み、それから、水面利用や人々との触れ合いの場、そういった両方の要素によって特徴づけられているという話、その下、綾瀬川については、歴史文化的景観が残されている、こういった内容を記載しております。

次、8ページになります。2.4河川維持管理の現状と課題です。こちら本流域は、全体が低平地であるという地形特性を有しており、治水安全度の向上のためには、流域外への排水が重要となっている、こういった内容、それから、水門等の河川管理施設が設置されており、こういったものの維持管理が重要、それから、長寿命化計画により計画的に維持管理を行っていく必要がある、そういった記載をしております。

また、施設操作に関しては、適切に操作を行います、バックアップ機能の強化、操作員等の安全確保、遠隔化、無動力化、こういったものも進める必要がある旨、記載しております。

その下、2.5新たな課題のところ。こちら、近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題ということで、令和2年7月に、社会資本整備審議会の答申において流域治水への転換が取りまとめられており、この流域においても流域治水の取組を加速させる必要がある。

また、その下、気候変動適応策の推進ということで、国際的な動きを含め、気候変動対応、適応策の推進を行っていく姿勢を記載してございます。

また、その下、首都圏であるということもあり、首都直下地震等の大規模地震、こういったものについても記載してございます。

次、9ページになります。河川整備計画の対象区間及び期間ということで、3.1計画対象区間になります。計画の対象区間は図に示しておりますけれども、黒い太線で記載しているのが計画対象区間となっております。

その下、3.2計画の対象期間でございますが、対象期間はおおむね30年間としております。また、整備計画は、現時点の市街化の想定、社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしております。特に気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行いますとしております。

その下、4.河川整備計画の目標に関する事項でございます。こちらは、総論的ではあり

ますけれども、災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全、河川の維持管理、こういったものについて目標を記載しております。具体的には、次の10ページ以降で御説明いたします。

4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標についてでございます。過去の水害の発生状況、あるいは流域の重要性、こういったものを総合的に勘案しまして、利根川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的に河川整備を実施し、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ることを目標とします。

また、戦後最大洪水である昭和33年9月洪水と同規模の洪水に対し、災害の発生の防止または軽減を図るとしております。中川の主要な地点、吉川地点において $640\text{ m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川の主要な地点、谷古宇地点において $60\text{ m}^3/\text{s}$ として、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、流域治水を推進しますとしております。

その下、4. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標になります。こちらの必要な流量については、中川は吉川地点で、かんがい期はおおむね $12\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期はおおむね $10\text{ m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川は畷橋地点で、かんがい期、非かんがい期共におおむね $1\text{ m}^3/\text{s}$ を想定しております。こちらは管理区間全域が感潮域であり、潮汐の影響を受けていることから、河川の流量の挙動や流入する下水道処理水の状況、生物の生息・生育等の状況についての調査・検討を継続し、必要な流量を明らかにした上で、適正な流量の確保に努めます。

その下、4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標になります。河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努めます。それから、水質については、中川・綾瀬川において進められてきた水質改善効果が維持されるよう、引き続き地域住民や関係機関等と連携を図ります。

また、その2つ下ですが、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保全・創出、こういった

ものに努めてまいります。

また、その下のほうになります。生態系ネットワークの形成を図る、あるいは、人と河川との豊かな触れ合いの確保、一番下、良好な景観の維持・形成、こういったものを目指してまいります。

次のページ、11ページからは、5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要ということで、説明いたします。河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。その際、水質、動植物生息・生育・繁殖環境、景観、親水への配慮に努めるなど、総合的な視点で推進します。気候変動の影響を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査検討を行いますとしております。

その下、5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項ということで、具体的な整備の内容を記載しております。まず、洪水を安全に流下させるための対策です。こちらは、写真にありますような堤防の整備、それから洪水を安全に流下させるための河道掘削、それから橋梁対策、こちらは橋梁の高さが低いことなどにより、洪水の安全な流下の阻害となっている施設について、橋梁管理者と協議を行い、対策を行います。

また、その下、放水路及び排水設備等の整備ということで、洪水を流域外へ排水することを目的として、八潮排水機場の増強、また、中川から江戸川へ排水する新たな域外排水施設についての詳細な調査及び検討、関係機関と調整の上、必要な整備を行う、こういったものを記載しております。

さらにその下は、浸透・侵食対策ということで、堤防の浸透対策、侵食対策についても実施します。

次、12ページになります。一番上は、超過洪水対策ということで、氾濫リスクが高いにもかかわらず、その事象が当面解消困難な区間であって、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間について、避難の時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防等を検討するとともに、既存施設の有効活用、地域ごとの水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行います。

さらに下、内水対策。こちらは、例えば、右側にあるような排水樋管の整備等、こういったものを実施してまいります。

さらにその下の地震対策、それから、支川合流点処理ということで、右側に中川と新方川の合流点の写真を掲載しておりますが、こういった箇所が必要な対策を実施します。

次、13ページになります。引き続きになりますが、減災・危機管理対策のほうを記載しております。こちらは、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点の整備ですとか、あるいは、水門等の施設の操作の遠隔化、無動力化等の整備、電源・通信経路等の二重化、緊急輸送に資する坂路や船着場の整備、こういったものを行ってまいります。

その下、5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項になります。こちらに関しましては、生物の生息・生育の状況等についての調査・検討を継続し、適正な利用の確保に努めるとともに、流域自治体、地域住民及び関係機関と連携を図ります。

その下、5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項になります。こちらは、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観に配慮した多自然川づくりを推進します。河川利用及び地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。実施に当たっては、必要に応じ学識経験者等から助言を得るとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

具体には、下にありますように、水質改善対策、それから、14ページに行きまして、自然環境の保全と創出を図ります。こちらについては、中川ですと、河川の多様な生物の生息・生育・繁殖環境の確保ということで、ワンドやエコトーンの保全・創出により、自然環境の連続性及び多様性の確保を図ります。また、中流部におけるサギ類の集団営巣地については、周辺の河川整備による影響の低減に努め、必要に応じて代償措置を検討します。同じく中流部のヒヌマイトトンボ等の生息地が確認されていることについては、周辺の河川整備による影響の低減に努めます。綾瀬川については、大曾根ビオトープ等の保全を図る。また、中川・綾瀬川において、生態系ネットワークの形成を地域住民、関係自治体及び関係機関と連携して実施します、こういった内容を記載しております。

その下、人と河川との豊かな触れ合いの確保に関する整備ということで、こちらはユニバーサルデザインに配慮して、人々が水辺環境と安全に触れ合うことが可能な施設整備を推進します。また、良好な空間形成を目指す取組として、かわまちづくりを推進します。そのほか、一番下、水面利用については、増進を目的としたルールづくりを行います。

その下、グリーンインフラの推進です。中川ですけれども、自然環境を創出する多自然川づくりや水辺の楽校の機能を維持していきます。綾瀬川についても、都市域における貴重な自然との触れ合いの場である大曾根ビオトープ等、こういったものを関係機関等と連携して維持します。

次、15ページになります。5.2河川の維持の目的、種類及び施行の場所でございます。河川維持管理に当たっては、サイクル型維持管理により効果的・効率的に実施します。河川の維持管理に当たっては、デジタル・トランスフォーメーションを推進、また、一番下ですが、気候変動を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査検討を行いますとしております。

その下、5.2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項です。具体には、堤防の維持管理、河道の維持管理、それから下、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理、その下、許可工作物の機能の維持、さらにその下、不法行為に対する監督・指導、こういったものを記載しております。

次、16ページに行きますが、河川等における基礎的な調査・研究ということで、こちらは水文・水理情報の観測、調査等を継続して実施してまいります。また、モニタリングを実施して、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。

その下は、地域における防災力の向上ということで、住民避難や水防活動等の実施について、関係機関との連携を一層図ります。また、タイムラインですとか、防災情報の提供、洪水浸水想定、水害リスク情報、水害リスクマップ（浸水頻度図）、こういったものの整備、情報提供、関係者との連携について記載しております。

また、下段のほうに行きまして、中川・綾瀬川流域では、これまで河川と流域の役割分担に基づき、総合治水対策を進めてきましたが、近年頻発化する水災害に対して被害の軽減を図るため、これまでの対策に加え、土地利用・住まい方の工夫も必要となりますと。こういった記載をしてございます。

次、17ページになります。さらにその続きでございましたが、自主防災組織の結成、ハザードマップの活用、広域避難、こういったものも記載しております。

その下、5.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項ということで、こちらについては、水質の監視、関係水利使用者等との情報連絡体制の構築、渇水時の対策、こういったものを記載しております。

その下、5.2.3河川環境の整備と保全に関する事項ということで、具体には、水質の

保全、その下、自然環境の保全、さらにその下、河川空間の適正な利用、こうしたものを記載しております。

次、18ページに行きまして、水面の適正な利用、景観の保全、環境教育の推進、不法投棄対策、不法係留船対策、ホームレス対策、こういったものを記載しております。

最後、19ページになります。6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項です。

6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策としております。こちら、最初の3ポツ目になりますけれども、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律により整備された法的枠組みの活用を検討し、総合治水及び流域治水の推進を図る努力を継続します。流域全体での浸水被害の軽減に向け、流域の特性に応じて、河川への流出抑制に関する対策や土地利用の工夫等の流域全体での取組を推進するため、流域内の関係機関との連携を図りますとしております。

さらにその下、6. 2は、地域住民、関係機関との連携・協働、6. 3 治水技術の伝承の取組、6. 4 ポンプ運転調整管理システムの確立、こういったものを記載してございます。

#### 4. 中川・綾瀬川河川整備計画策定までの流れについて

##### 【後藤河川計画課長】

整備計画の原案の説明については以上となりまして、最後に、右上に資料2とある資料を御覧いただければと思います。

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画策定までの流れについてでございます。

本日が、一番右、青いところの第2回関係都県会議となっております。

今後の動きといたしまして、まず、一番左側、「関係住民等」と緑色で記載されているところですが、この河川整備計画（原案）に対する関係住民等の意見聴取を行う予定でございます。こちらについては、意見の聴取、メール・はがき等の利用、あるいは公聴会の開催によって行います。

また、真ん中、「学識経験を有する者」と記載した赤い部分でございますが、第6回有識者会議を令和5年3月中旬に開催予定でおります。こちら、「河川整備計画（原案）について」、「河川整備計画策定までの流れについて」を議題とする予定でございます。

その後、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（案）の作成が行われまして、その後、一

番右側下段にあります、関係都県知事からの意見聴取、関係省庁との協議を経て、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の策定・公表に至っていく、こうした流れになっております。

説明は以上でございます。

## 5. 質疑応答

### 【藤本河川調査官】

ありがとうございました。

説明いただいた資料、ボリュームがありましたけれども、前回の都県会議でいただいたご意見に対する考え方、また、前回の都県会議以降に開催しました有識者会議でいただいたご意見とそこにご意見に対する考え方、それを踏まえて作成させていただきました整備計画の原案の内容、あと、今後の流れについて御説明をさせていただきました。関東地方整備局からの資料の説明については、以上となります。

それでは、御説明させていただきました内容に関しまして、御出席の埼玉県様、東京都様よりそれぞれ御発言をいただければと思います。

まず初めに、埼玉県、水草課長様、よろしくお願ひいたします。

### 【埼玉県 水草参事（兼）河川砂防課長】

埼玉県河川砂防課長、水草でございます。御説明ありがとうございました。前回の会議で私から申し上げた地盤沈下に関して、歴史の項に入れていただいて、ありがとうございます。確認しております。

その上で、今回の原案を読ませていただいて、御説明を受けて気になったところを数点、指摘、確認させていただきます。

まず、参考資料3、有識者会議の御意見に対する考え方の8ページ、河岸の整備手法について、「環境・維持管理配慮断面」という書き方がされていますが、これは、いわゆる九州地整の遠賀川で行われている船底形河道と同じなのか否かというところで、同じであれば、何故言葉が違うのかが分からないのが1点。

それから、参考資料4の5ページ、治水経済調査マニュアルの説明のところの、With、Withoutという表現が気になっていて、いわゆる治水経済調査マニュアル的な発想と、もう一つ、利根川水系のアロケ計算のときに使用する、本当の意味でのWith、Wi



t h o u t との使い分けでいうと、今回、次のページで、治水経済調査マニュアルということなので、W i t h、W i t h o u t というよりは、B e f o r e、A f t e r のはずが、W i t h、W i t h o u t という表現がどうなのかなと思いました。これは単純に感想です。

それから、参考資料1の6ページ目の表現で、主要地点の流況の表の※1の場所が堰橋になっていますが、打つ場所が違うのではないかというのが1点。その上で、水色の枠の下から4行目で、還元量が極端に低下するという言い回しとなっており、その下の緑色の枠のところでも、もう1度同じ言い回しで、還元量が減少するとありますが、そもそも取水量が減っているところが、還元量という表現で良いのか、これはプロでないので分からないため、その表現で問題が無ければ構いません。

あと、最後にもう1点、有識者の御意見の中のNo. 13における回答として、土地利用がこんなふうになりましたということが記載されていますが、この地域において、今後、今のトレンドがそのまま続くのか、今のトレンドが収まるかについて、例えば、圏央道や東埼玉道路の建設により土地利用が変わると、当然流出が変わったり、社会活動もそうですが、変わることが見込めるものを、今後30年の計画の中に、そういった背景を入れたほうが良いのか。それとも、やはり整備計画というのはあくまで現状をもとに30年の計画のみを入れるのか。これは整備計画の取扱い次第ですが、もし前者であれば、その辺りの見込めるものを入れたほうが良いのかなと思いました。

そういった観点でいうと、最後です。資料1の61ページ目の5. 2. 2に、渇水時の対応の話があります。一番下のところですが、渇水の対応が必要になったときは、関係者の連絡を密にし、情報の共有により渇水被害の軽減に努めるとありますが、加えて、先ほどの最初の話ですが、渇水するときには恐らく、地下水に頼って汲み上げというのが生じて、それにより、平成4年、5年、6年には大きな地盤沈下が起きたということもあるので、地盤沈下調査会等という言葉を使うかどうかは別として、地盤沈下を起ささないようにといった言い回しも入れていただければありがたいと思いました。

以上でございます。

#### 【藤本河川調査官】

ありがとうございました。

事務局から回答をお願いします。

**【後藤河川計画課長】**

詳細については、また確認の上で回答させていただきますけれども、1点、治水経済調査マニュアルの資料を今回引用いたしましたのは、あくまで被害額の出し方のイメージを説明するために引用したものでございまして、この場において直接的にこの資料をつけると誤解を招く部分もあったかと思っておりますので、その辺りを踏まえて、また連絡させていただければと思っております。

あと、土地利用のところに関しましてだけ回答申し上げますと、途中も御説明しましたけれども、整備計画は、社会状況の変化等に応じて見直しを行っていくものでございまして、現状、この記載で問題ないのかなと思っている部分がございます。

また、各地域の土地利用の推計とか人口の推計、そういったもので確たるものがもし逆にあれば、そこは一定、考慮できる部分もあるかもしれませんが、そういったものが現状ないのではないかなと考えているところもありまして、しっかり社会経済情勢の変化とか流域の変化、そういったものを見ながら、また考えていくのではないかと考えております。

以上でございます。

**【藤本河川調査官】**

ありがとうございました。

**【埼玉県 水草参事（兼）河川砂防課長】**

今の話で1点、土地利用のところは、本文の最後に特定都市河川指定に向けてについて出てきてしまっているため、そういった意味では、今までのトレンドが止まらないと言っていて、今後も総合治水に代わるものにも乗り換えないとやっていけないよというつながりの意味でも、何故今、通常の河川に戻っては駄目なのかという意味でも、書いたほうがいいのかと思っただけの御指摘でございます。取扱いはお任せいたします。

**【藤本河川調査官】**

ありがとうございます。いただきました御意見、今後の検討の参考にさせていただきたいと思っておりますし、またほかの御質問も含めて、事務的にもやり取りさせていただければと思います。

続きまして、東京都、塚田課長様、よろしく申し上げます。

**【東京都 塚田計画課長】**

東京都建設局河川部計画課長の塚田です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、第1回の関係都県会議において、当方の河川部長の齊藤のほうから発言した内容と一部重複することがあるかと思いますが、発言させていただきます。

まず、第1に、本計画の大臣管理区間の目標整備水準が既往最大の年超過確率24分の1ということに対して、下流側に位置する東京都は、10分の1の目標整備水準で進めております。

こういった中で、上下流異なる目標整備水準の中で、都の管理区間においても、現行の計画洪水以下で洪水が流下可能だということは、今日の説明で確認をさせていただきました。

また、本計画の大臣管理区間について、東京都区間も入っていきまして、その中に堤防の計画高が一部不足している区間がございます。今回の整備計画の中にしっかり堤防整備として位置づけていただいておりますので、ここにつきましては、着実に推進していただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

最後に、東京都は、昨年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定いたしまして、気候変動に伴う降水量の増加や海水面の上昇に対する対策を行っていく予定でございます。既に都といたしましては、「気候変動の影響を踏まえた河川施設のあり方検討委員会」を立ち上げておりまして、有識者の方を入れて、今議論を進めているところでございます。

今回の河川整備計画につきましても、新たな課題として掲載されていることから、今後、対策の実施に当たりましては、引き続き連携して進めさせていただきたいと考えております。

以上、本整備計画の策定やその執行に当たりましては、引き続き沿川の自治体などと連携や調整を図っていただくよう要望いたしまして、都の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

**【藤本河川調査官】**

ありがとうございました。

先ほどの水草課長からのご意見と併せまして、本日いただきました御意見につきましては、今後の検討に活用させていただきたいと思っております。

## 6. 閉会

### 【藤本河川調査官】

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

その他、何かございますでしょうか。大丈夫そうですね。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第2回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —